

公益財団法人舞鶴市文化事業団友の会 規約

(名称)

第1条 この会は、公益財団法人舞鶴市文化事業団友の会（以下「友の会」という）と
いいます。

(目的)

第2条 この会は、市民の文化芸術への参加の機会を確保するとともに、会員が公益財
団法人舞鶴市文化事業団（以下「事業団」という）の活動を支援し、地域文化の振興
・発展に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 友の会は、上記の目的のため次の事業を行います。

- (1) コンサート情報等の提供
- (2) その他、友の会の目標を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 会員に関する事務取扱い及び決定事項は、事業団事務局が行います。

(入会方法)

第5条 入会は、友の会入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて提出して下さい。

- 2 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、直ちに事務局まで届け出て下さい。
前項の届け出がない場合、事務局からの通知その他のものが遅延し、または届かなか
ったとしても会員は異議を申し立てられません。

(会費)

第6条 会員は、入会と同時に事業団が定めた、所定の年会費を支払うものとします。

- 2 一旦お支払いただいた会費はいかなる場合でもお返しできません。

(会員資格の有効期限・更新・資格喪失)

第7条 会員の有効期限は、入会月より1年後の月末までとします。

- 2 会員は、有効期限の末日までに所定の年会費（入会時の年会費と異なる場合があ
ります）を納入し、会員資格の有効期間を1年間延長することができます。また、
その年以降も同様とします。
- 3 会員が更新時に、所定の年会費を納入しない場合、会員資格は有効期限をもって
終了します。

(会員証)

第8条 会員には会員証を発行します。

- 2 カードの利用は本人のみとし、他人に転貸または譲渡することはできません。
- 3 会員が会員証を紛失、または盗難にあった場合には、直ちに事務局に届け出るものとします。
- 4 会員が会員証を紛失、または盗難その他の事由により会員又は事業団管理施設に損害が生じた場合、会員がその損害の責任を負うものとします。
- 5 会員証の再発行には100円の発行手数料をいただきます。

(会員特典)

第9条 事業団が指定する事業の入場券の割引 ※数量の限定あり

- 2 事業団が指定する事業の入場券の先行発売 ※数量の限定あり
- 3 コンサート、催し物に関する情報の提供
- 4 その他、文化事業団が必要と判断したもの
- 5 総合文化会館内喫茶の飲食料割引 ※指定物品に限る

(退会等)

第10条 会員は、退会を希望する際には事務局に届け出を行いカードを返却するものとします。

- 2 会員が虚偽の申告、代金の未払い、その他運営上支障があったと事務局が認めた場合には、会員資格を取り消すことがあります。

(個人情報の取扱い)

第11条 友の会にご提出いただいた個人情報は、事業団が運営に関することに限り使用し、他に転用・譲渡することはありません。

(規約の変更)

第12条 本規約は、会員組織運営上変更する場合があります。規約の変更が生じた場合は、会員の皆様へ通知いたします。

- 2 その他、規約に記載されていないものに関しては、事業団がこれを定めます。

附 則

この規約は平成26年3月1日から施行する